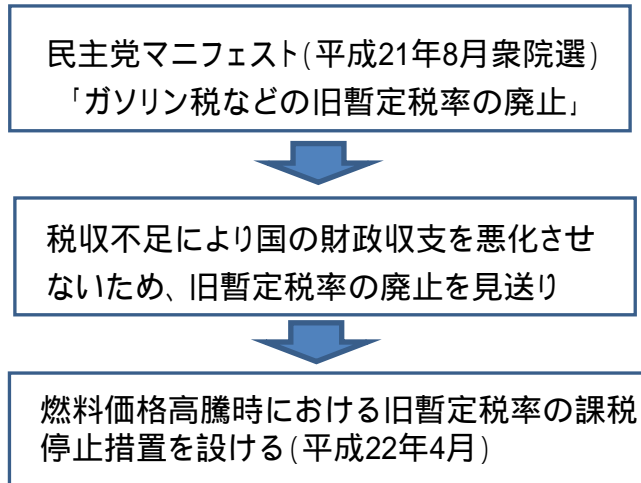


# 燃料価格高騰時における旧暫定税率の課税停止措置の概要と課題

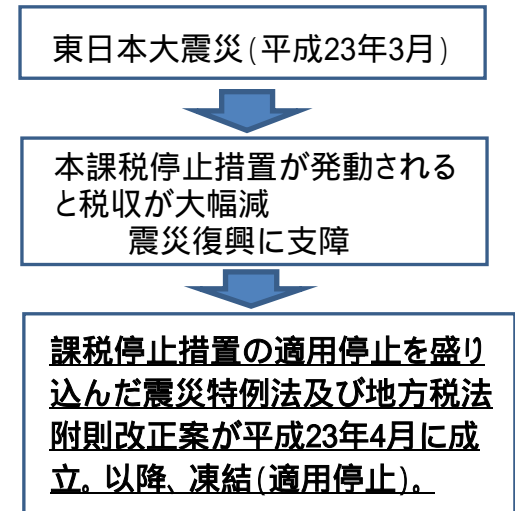
## 1. 概要



### 燃料価格高騰時の燃料課税停止措置(トリガー条項)

総務省の「小売物価統計調査」において、ガソリン価格の平均が3ヵ月連続で、1リットル当たり160円を超えることとなった場合、ガソリン税及び軽油引取税の本則税率を上回る部分(ガソリン税25円10銭、軽油引取税17円10銭)の課税措置を停止する。(軽油引取税についても、ガソリン価格が指標)

上記の課税措置が停止されている場合において、ガソリン価格の平均が3ヵ月連続で、1リットル当たり130円を下回ることになった場合には、ガソリン及び軽油引取税ともに元の税率水準に戻る。



## 2. 課題

### 1. 燃料の流通現場、納税・徴税の現場において混乱が生じる

税額が短期間で変わる恐れがあり、燃料の流通現場や納税・徴税の現場に大きな混乱が生じる。実際に、平成19年度内に歳入関連法案が成立せず、暫定税率が期限切れとなり、平成20年4月1日から4月30日までの1ヵ月間のみ、軽油引取税やガソリン税の暫定税率分が課税されないこととなり、大きな混乱が生じた。

### 2. 財源の補填措置がない

トリガー条項が発動された場合、軽油引取税だけでなくガソリン税の旧暫定税率も課税停止になるので、税収が大きく減ることになるが(国・地方で年間1.8兆円)、その補填措置が明記されておらず、国や都道府県の財政が不安定なものになる。